

## 公益社団法人伊勢市観光協会通信販売商品募集要綱

平成 26 年 7 月 7 日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人伊勢市観光協会（以下「協会」という）にて立ち上げている通信販売サイト「伊勢乃国発 ええじゃないか便」（以後販売サイト）に掲載する商品公募に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 販売サイトにおいて伊勢地方の名産品を出品する機会を提供し全国的に広める。

### (事務局の設置)

- 第3条
1. 販売サイトに関わる事務及び実務全般の運営主体に、通信販売事務局を設置するものとする。
  2. 通信販売事務局の運営は協会事務局が兼務するものとし、その所在地を三重県伊勢市本町16番2号と定める。
  3. 通信販売事務局は、販売サイトに関わる一切の事務及び実務を担う。

### (商品審査委員会の設置)

第4条 第6条に規定する対象商品の基準制定及び改廃の審議並びに第9条に規定する出品商品の決定に関する承諾決定をする商品審査委員会（以下「委員会」という）を設置するものとする。

1. 委員会は、(公社)伊勢市観光協会青年部（以下「青年部」という）役員会をもってこれに充てる。
2. 委員会に委員長を置き、青年部部長をもってこれに充てる。
3. 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
4. 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指定した委員がその職務を代理する。
5. 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、必要のある結果を理事会に報告する。

(ア) 第6条に規定する対象商品に関する事項。

(イ) 第10条に規定する商品の取り扱いに関する事項。

### (委員会の招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

1. 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことはできない。

2. 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
3. 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を招聘し、説明又は意見を聴くことができる。

(対象商品)

第6条 1. 次に掲げる伊勢地方の食品及び工芸品であり、食品にあつては、食品衛生法(平成25年法律第103号)、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、その他食品表示の規制に関する各法令の内容に適合しているもの。

(食品)

- (ア) 伊勢地方で採取された産品。
- (イ) 伊勢地方で採取された産品を原料とし、加工された製品。
- (ウ) 伊勢地方の産品を原料とし、委託加工された製品。
- (エ) 伊勢地方の風俗・風習・文化に基づく製品。
- (オ) (ア)～(エ)のいずれかの条件を満たすもので、賞味期限が製造日より5日以上のものかつ通信販売事務局が定めた販売期間で常に提供できる製品及び産品

(食品以外)

- (カ) 伊勢地方で採取された産品。
- (キ) 伊勢地方で採取された産品を原料とし、加工された製品。
- (ク) 伊勢地方の産品を原料とし、委託加工された製品。
- (ケ) 伊勢地方の風俗・風習・文化を表す製品
- (コ) 伊勢地方で販売されている製品
- (サ) (カ)～(コ)のいずれかの条件を満たすもので通信販売事務局が定めた販売期間で常に提供できる製品及び産品

2. 協会が企画・製造する商品に関しては、この限りではない。

(応募資格)

第7条 1. 伊勢市またはその近隣市町村に事業所又は事業を有する個人、法人その他団体とする。

2. その他第6条に規定する商品を出品しようとする者で委員会が認める物とする。

(応募方法)

第8条 1. 販売サイトに出品を希望する企業及び個人は、別に定める伊勢乃国発ええじやないか便出品審査申請書・添付書類を委員会に提出するものとする。

2. 募集期間は公募時に定めるものとする。

(出品商品の決定)

- 第9条 第4条及び第5条に規定する委員会で申請書等を審査し、第6条の対象商品に適合していると認める時は、当該商品の販売サイトへの出品を決定する。
2. 委員長は、審査の結果、販売サイトへの出品の承諾決定を行ったときは、速やかに申請者に書面にて通知するものとする。なお、承諾決定に至る過程および理由等の審査内容については通知しないものとする。

(商品の取り扱い)

第10条 1. 商品掲載

- (ア) 通信販売事務局は伊勢乃国発ええじゃないか便出品審査申請書に記載された情報に基づき販売サイトに掲載する。
- (イ) 掲載期間は特に規定しない。

2. 納品方法

- (ア) 商品提供者は協会から注文があった数量の製品及び産品を通信販売事務局が指定した場所及び日時に配送する。
- (イ) 商品の特性によっては、通信販売事務局は商品提供者にお客様へ直接商品の配送を依頼することができる。

3. 販売方法

別紙2の「通信販売フロー図」を参照

4. 商品手数料について

- (ア) 協会員に対して提供商品手数料は一切発生しない。
- (イ) 非協会員は売り上げから10%を協会に納めなければならない。

(商品の協議及び指示)

- 第11条 商品提供者は、承諾を受けた商品について、第10条に規定する商品の取り扱い及びその遂行日程について通信販売事務局と協議の上、その指示に従わなければならない。

(商品の変更)

- 第12条 商品審査委員会は販売サイトに掲載した商品が第6条に規定する対象商品、第7条に規定する応募資格、第11条に規定する商品の協議及び指示に違反していると

判断したときは、商品提供者に対して提供商品の変更を求めることができる。

(商品掲載解除)

第13条 委員会は、商品提供者及び提供商品が次の各号のいずれかに該当する場合は、通信販売の掲載を解除することができる。また解除に伴い生じる経費は、商品提供者の負担とする。

1. この要綱又は第6条に規定する対象商品から外れたものを使用したとき。
2. 第12条に規定する商品の変更に従わないとき。
3. その他商品審査委員会が適切でないと判断したとき

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、通信販売事務局において処理する。

(実務)

第15条 商品発送など実務は、通信販売事務局で対応する。場合によっては委員長発令の元、委員会及び委員以外の者に協力を要請することができる。

(苦情の処理)

第16条 1. 販売サイトの製品でお客様から苦情が来た場合は、各商品提供者にて対応することとする。  
2. 販売サイトの実務で発生した苦情については、通信販売事務局で対応する。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、販売サイトに関し必要な事項は委員会が別に定める。

附則

1. この要綱は、平成26年7月7日から施行する。
2. 平成26年11月10日 第3条から第13条及び第15条から第17条改正
3. 平成28年1月5日 第6条第1項改正および第9条第2項追加